

2022年11月9日

各 位

会社名 株式会社 安江工務店
 代表者名 代表取締役社長 山本賢治
 (コード番号：1439 東証スタンダード・名証メイン)
 問合せ先 常務取締役 執行役員 印田昭彦
 (TEL 052-223-1100)

第三者割当による第6回新株予約権及び第7回新株予約権 (行使価額修正型新株予約権転換権付) の発行に関するお知らせ

当社は、2022年11月9日開催の取締役会において、以下の通り、マッコーリー・バンク・リミテッド（以下、「割当予定先」といいます。）を割当先とする第三者割当の方法による第6回新株予約権（行使価額修正型新株予約権転換権付。以下、「本第6回新株予約権」といいます。）及び第7回新株予約権（行使価額修正型新株予約権転換権付。以下、「本第7回新株予約権」といい、本第6回新株予約権と合わせて「本新株予約権」といいます。）の発行を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 本新株予約権の概要

(1) 割当日	2022年11月25日
(2) 発行新株予約権数	3,000個 本第6回新株予約権 1,500個 本第7回新株予約権 1,500個
(3) 発行価額	総額1,915,500円 (本第6回新株予約権1個につき614円、本第7回新株予約権1個につき663円)
(4) 当該発行による潜在株式数	300,000株（新株予約権1個につき100株） 本第6回新株予約権 150,000株 本第7回新株予約権 150,000株 本新株予約権が当社取締役会決議により行使価額修正条項型に転換された場合の行使価額は、いずれも750円を下回らないものとします（以下、「下限行使価額」といいます。）。下限行使価額においても潜在株式数は300,000株です。
(5) 調達資金の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	496,915,500円（差引手取金概算額：479,015,500円） (内訳) 本第6回新株予約権 新株予約権発行による調達額： 921,000円 新株予約権行使による調達額：225,000,000円 本第7回新株予約権 新株予約権発行による調達額： 994,500円 新株予約権行使による調達額：270,000,000円 差引手取金概算額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資された財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、行使価額が修正または調整された場合には、増加または減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。

<p>(6) 行使価額及び行使価額の修正条件</p>	<p>当初行使価額 本第6回新株予約権 1,500円 本第7回新株予約権 1,800円</p> <p>本第6回新株予約権については、当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本第6回新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含みます。）から起算して10取引日目の日または別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降、本第6回新株予約権の発行要項第12項に定める期間の満了日（行使期間の満了日）まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値。この（6）において同じです。）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額。この（6）において同じです。）に修正されます。下限行使価額は750円とします。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>本第7回新株予約権についても同様に、当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本第7回新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含みます。）から起算して10取引日目の日または別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降、本第7回新株予約権の発行要項第12項に定める期間の満了日（行使期間の満了日）まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されます。下限行使価額は750円とします。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分または取引制限（一時的な取引制限も含みます。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。</p> <p>「修正日」とは、各行使価額の修正につき、当社が行使価額の修正を決議した後、本新株予約権の発行要項第16項に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいいます。</p> <p>また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項にしたがって調整されることがあります。</p>
<p>(7) 募集または割当方法 (割当予定先)</p>	<p>マッコーリー・バンク・リミテッドに対して第三者割当の方法によって行います。</p>
<p>(8) 新株予約権の 行使期間</p>	<p>2022年11月28日から2025年11月27日までとします。</p>
<p>(9) その他</p>	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約（以下、「本買取契約」といいます。）を締結する予定です。</p> <p>本買取契約においては、割当予定先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が割当予定先の本買取契約上の地位及びこれに基づく権利義務を承継する旨が規定される予定です。</p>

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集の目的

ア. 当社グループの経営理念及び事業概要

当社グループは高い企業価値を実現するために、「全従業員の物心両面の幸福を追求するとともに、社会の公器として地域に貢献すること」を経営理念として掲げ、健全で持続的な成長により、お客様、株主、取引先等、あらゆるステークホルダーに対し社会的信頼に応えていくことを企業経営の基本的使命と位置づけております。

当社グループは、当社及び連結子会社3社（株式会社トーヤハウス、アプリコット株式会社、株式会社MIMA）で構成されており、住宅リフォーム事業（住宅リフォーム請負）、新築住宅事業（新築注文住宅請負）、不動産流通事業（不動産仲介、買取・再販、建売住宅販売）の3事業を行っております。

当社グループは、1970年に株式会社安江工務店が、住宅リフォーム事業をスタートして以来、「すべてのお客様に安らぐ『住まい』を提供し、一生涯のおつきあいをする」ことをミッションに掲げ、住まいに関することの中でも生涯で最も接触機会が多い住宅リフォーム事業を主として、網戸の張り替えや電球の交換などの小工事から大規模増改築まで幅広いサービスを展開しております。そして、住宅リフォーム事業で築いた信頼関係やブランド力を武器に新築住宅事業、不動産流通事業へと、住宅に関するワンストップサービスを展開しております。

お客様にとって安心かつ便利な「住まいのかかりつけ医」のような存在となるため、グループ各社が、それぞれの地域に密着した店舗展開をしております。当社のキャッチフレーズである「話しましょ、たくさん®」のもと、お客様と多くの会話を交わすことで、より良い住まいを提供することができ、お客様との信頼関係を築くことができると考えております。長い歴史の中で、地域に顧客基盤を築いており、受注件数のうちの50%以上がOB顧客（過去にご契約いただいたお客様）からのリピート注文となっております。

当社グループの事業における部門別の位置付け及びセグメントとの関連は、次の通りであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

a. 住宅リフォーム事業

当事業は、戸建住宅やマンション等の網戸の張り替えやメンテナンスなどから、自然素材を使用したデザイン性の高いリフォーム・リノベーションや増改築に至るまで幅広い価格帯や客層に対応した総合的な住宅リフォーム事業を展開しております。

当社が推進する住宅リフォーム事業の特長は、以下の通りであります。①創業半世紀という長い歴史の中で培われてきた多くのOB顧客との関係、②愛知県内でドミナントによる身近な店舗配置、③食べられる素材のみで作られた、安全で厚塗り省施工ができる漆喰「無添加厚塗りしっくい®」を自社開発することで、コストを抑えながら、自然素材をふんだんに使った「無添加リフォーム®」を実現、④メーカー直販流通等による適正価格でのサービス提供、⑤資格を有するデザイナーによるデザイン性の高い住空間の提案、また一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会（ジェルコ）などによるリフォームデザインコンテスト14年連続受賞に裏付けされた高い技術力、⑥ホームインスペクション（住宅検査）＋耐震診断に基づく建築士による耐震リフォーム計画・施行の実施、⑦職人への直接分離発注による適正価格・品質の確保の追求、⑧安心の保証制度の完備（すべての工事に保証書を発行し最高10年の保証及び最高1億円の請負賠償責任契約への加入）等であります。

b. 新築住宅事業

当事業は、新築注文住宅の建築請負を行っております。高級家具付き住宅「CASTELLO DIPACE®（カステロディパーチェ）」と、豊富なプランの中から間取りをお選びいただけるキューブ型住宅「Storia®（ストーリー）」に加え、高い機能はそのまま、カラーとデザインを融合させたコンセプト住宅「LÄMPÖ®（ランプ）」と「BEDFORD®（ベッドフォード）」の4種類の商品を取り扱っております。

当社が推進する新築住宅事業の特長は、以下の通りであります。①当社オリジナル「無添加厚塗りしっくい®」や「コーラルストーン」等の自然素材を標準仕様で提供、②環境配慮型断熱材「セルロースファイバー」や高性能断熱樹脂サッシを標準仕様で提供、③家の構造の要となる柱には無垢ヒノキ材

を標準仕様とし、また筋交いとパネル工法を合わせて採用することで耐震等級3に相当する耐震性を実現、④原材料の直接仕入れにより流通コストを削減したサービスの実現、⑤資格を有する設計士とともに創る自由設計の住まいの提案等であります。

c. 不動産流通事業

当事業は、不動産の売買・仲介・買取再販に加え、新築分譲住宅の販売を行っております。集客は主にインターネットやホームページ等で行い、お客様のニーズに合った不動産を提案しております。

当社が推進する不動産流通事業の特長は、①当社の住宅リフォーム事業の特長を活かし、中古住宅やマンションを仲介・再販する際には、リノベーションやデザインリフォームを提案、②当社の新築住宅事業のノウハウを活かし、土地の販売や仲介に合わせて新築注文住宅の提案や、建売などの分譲住宅の販売を行う等であり、不動産の流通過程における取引の機会を利用して付加価値のある提案を行い、顧客にとって利便性の高いワンストップサービスを提供しております。

イ. 当社グループの中長期的な経営戦略及び経営目標

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る長期ビジョンとして「Vision 2030 forward 300」を策定・公表しており、また、その実現に向け、新型コロナウイルス感染症の広がりなど従来と異なる環境下においても成長発展できるよう、2021年度から2023年度までの3年間の基本方針を取りまとめた中期経営計画を策定・公表しております。

a. 長期ビジョン「Vision 2030 forward 300」について

当社グループは、2019年にグループブランド「r-cove* (アール・コブ)」を立ち上げ、お客様への想いを同じくする全国の工務店とともに、安らぐ住まいづくりを行ってまいりました。そして、創業50周年を迎えた2020年、今後のさらなる業容拡大と安定的な経営基盤構築を目指すため、当社グループの長期ビジョンとして「Vision 2030 forward 300」を策定・公表いたしました(2020年2月10日開示)。

「Vision 2030 forward 300」は、「2030年に売上高300億円の規模を目指す」という意味があり、①「住まいサポートから暮らしサポートへ」及び②「日本全国の暮らしをリノベーションする企業集団へ」という2つのスローガンを掲げております。

①「住まいサポートから暮らしサポートへ」については、2030年には、事業エリア内のシェア向上を第一優先とした上で、事業領域と活動エリアを広げ、多角化経営を行うことを目標とします。具体的には既存事業に隣接する領域に、お客様に新しい価値を提供する新事業を創設して、4つ目・5つ目の事業の柱とし、それにより、これまでの「住まいづくり」というハードのみならず、お客様の暮らしを支えるサービス等のソフトも取り扱う住宅関連総合企業として、「住生活全体をサポートする企業」への発展を目指すものであります。

また、②「日本全国の暮らしをリノベーションする企業集団へ」については、当社グループは、地域密着型の工務店として、顧客との強いつながりを大切にしながら、成長・発展してまいりました。その中で培ったお客様との関係構築ノウハウ、集客ノウハウを、全国の優良中小工務店と共有することによって、その地域にとって無くてはならない存在となることを目指します。具体的には、「お客様に安らぐ『住まい』を提供する」ことを軸として、M&Aやアライアンスを積極的に活用し、事業エリアを全国に拡大してグループ全体の売上を大きく伸ばしてまいります。そして、大きな企業集団となることによって積極的なIT投資を行うとともに、購買力を強化し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

以上の通り、当社グループは、2030年に売上高300億円達成を目標とする長期ビジョン「Vision 2030 forward 300」の実現に向けて、グループブランド「r-cove* (アール・コブ)」の強化・浸透を図り、グループ間のシナジーを最大限に発揮してグループ全体での収益拡大に取り組んでおります。

b. 中期経営計画について

当社グループは、「Vision 2030 forward 300」を実現するための道標として、3カ年の中期経営計画(2021年度～2023年度)を策定・公表しております(2021年2月9日開示)。

当該中期経営計画においては、以下の通り、3つの基本方針を掲げるとともに、2023年12月期までの数値目標を定めております。

[中期経営計画の基本方針]

①競争力強化（人材力の強化、新規事業の創出）

新卒や建築士等の有資格者の積極採用、働きやすい環境の整備、人材育成体制の充実、グループ会社間の協力体制の強化を図り、個々の力を最大限に発揮できる環境を整備してまいります。

また、既存事業に関連する新事業を展開し、「住宅関連総合企業」として、住まいに関するニーズにワンストップで応え、全ての相談に乗ることができる利便性の高い体制を構築するとともに、住宅リフォーム事業の既存店舗に、家具・インテリアコーナーを併設し、既存事業とのシナジーを一層高めてまいります。

②成長拡大戦略（既存営業エリアの拡大と深耕、新規営業エリアの獲得（M&A））

地域密着型を前提に既存拠点の隣接エリアや近隣主要都市に新店舗を開設し、営業エリアの拡大を目指します。また、既存営業エリア内の店舗と店舗の間に新店舗を開設し、ドミナント戦略を深化することにより、2021年度～2023年度の3カ年で7拠点を新規開設し、「地域一番店」を目指してまいります。

加えて、持続的成長のためにM&Aは必要不可欠であることから、新規営業エリアの基盤獲得手段としてM&Aを重点戦略とし、住宅リフォーム事業を主業とする企業と連合することでシナジーを発揮してまいります。

③環境変化への適応力強化（機動的な営業体制の構築、財務基盤の強化）

LINE等を活用したリフォーム相談や見積り依頼ができるサービス、現場見学会や打合せのオンライン化など、新常态に適応した営業ツールを導入するとともに、在宅ワーク等の新しい生活様式に対応した提案、抗ウイルス効果のある商品の開発・提供、DX（デジタルトランスフォーメーション）を見据えたシステム投資を推進し、効率的な事業運営を行ってまいります。

また、有事の際に機動的な資金調達を可能にするため、銀行の与信枠を拡大し、資金調達能力を高めるとともに、外部資本（銀行借入のみならず社債・株式の発行等を含みます。）を積極的にM&Aに活用し、株主価値の最大化を図ってまいります。

[2023年12月期までの定量目標]

(単位：百万円)

		2021年度目標	2022年度目標 (業績予想)	2023年度目標
拠点数		23拠点	26拠点	29拠点
売上高		6,885	7,400	9,954
売上成長率		27.6%	7.1%	20.1%
セグメント別 売上高	住宅リフォーム	5,232	5,797	6,540
	新築住宅	907	871	1,233
	不動産流通	746	732	1,059
	新規M&A想定	-	-	1,122
営業利益		158	219	324

2021年度の実績につきましては、拠点数25、売上高6,913百万円、売上成長率28.1%、営業利益208百万円となり、いずれの指標についても目標数値を達成いたしました。

なお、2022年度の数値目標につきましては、中期経営計画においては新規M&Aによる売上を含めた計画としておりましたが、現時点では不確実であるため、直近の業績予想には織り込んでおらず、よって最新の数値目標は上記表の通りであります。

ウ. 本資金調達の資金使途

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う経済活動の制限が解除され、経済活動の正常化に向けた動きが見られるものの、急激な円安の進行やロシア・ウクライナ情勢の長期化に伴う資源価格の高騰など、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。このような環境下で、2021年12月期における当社グループの業績は、売上高6,913百万円（前年同期比28.1%増）、営業利益208百万円（同

613.0%増)、経常利益207百万円(同437.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益90百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失13百万円)となりました。また、2022年12月期第3四半期における当社グループの業績は、売上高4,830百万円(前年同四半期比0.9%増)、営業利益37百万円(同55.1%減)、経常利益45百万円(同45.9%減)、親会社株主に帰属する四半期純利益11百万円(同59.8%減)となりました。

当社グループは、上記2030年に向けた長期ビジョン「Vision 2030 forward 300」にて掲げた目標(2030年度に連結売上高300億円)を達成するためには、成長スピードをさらに加速させることが必要不可欠であると認識しております。当社グループは、持続的成長及びさらなる企業価値向上のためにはM&Aは必要不可欠であると考えており、これまでもM&Aによる成長拡大戦略を積極的に推進してまいりましたが、「Vision 2030 forward 300」及び中期経営計画においても、M&Aによる新規営業エリアの獲得を当社グループの成長拡大戦略における重要施策の1つとして位置付けております。具体的には、M&Aやアライアンス等を活用して全国の中堅・中小工務店と連合し、より大きな企業集団となることで、IT技術への積極的な投資や、共同仕入れによる購買力向上によって収益力を高めるなど、グループ化によるシナジーを発揮してまいります。

このように当社グループにおいて、M&Aは新規営業エリアの基盤獲得手段のための重点戦略であり、また、住宅リフォーム事業を主業とする企業と連合することで、全国の中堅・中小工務店との間でノウハウの共有や人材の確保、構築されたサプライチェーンの活用、購買力の強化等が可能となり、強力なシナジーを発揮するものと考えております。

当社グループにおける具体的なM&A戦略につきましては、新規営業エリア獲得のためのM&A及び投資対効果の高いM&Aを実行することにより、当社グループの収益力強化及び事業規模拡大をスピーディーに達成することを目指しております。したがって、当社グループの事業(住宅リフォーム事業、新築住宅事業、不動産流通事業)と同業種及び当社グループとのシナジーが見込まれる周辺事業をターゲットとし、当社グループの収益力強化及び事業規模拡大に資するM&A案件を引き続き積極的に検討してまいります。今回の資金調達により得た資金は、その全額を上記のM&A資金として充てる予定です。

他方で、当社の自己資本比率は2021年12月期において34.9%、2022年12月期第3四半期において32.7%となっており、さらなる自己資本の充実を図り財務基盤を強化することは、今後機動的にM&Aを実行していく上でも、重要な財務・資本戦略の1つであると考えております。

現在、当社グループの金融機関からの借入余力は問題ありませんが、有事に備えて金融機関からの借入余力を確保しておくとともに、今回の資金調達の資金使途がM&A資金という中長期的な投資であることに鑑み、資本性資金をも積極的に活用し、予め一定の資金を確保するための手立てを講じておくことは、M&Aにおける交渉を有利に進める観点からも必要かつ有益であると考えております。

したがって、今後、当社グループが機動的かつ戦略的なM&A投資を確実に実現していくためには、金融機関からの借入以外にも多様な資金調達手段を確保しつつ、自己資本の充実及び財務基盤の強化を図ることが必要不可欠と考えられることから、今回の資金調達を行うことを決定いたしました。

なお、当社グループは、今般の東京証券取引所による新市場区分の創設に関し、スタンダード市場において当社普通株式の上場維持を目指す方針を決定し、2021年12月8日付で「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」(以下、「計画書」といいます。)を提出・開示いたしました。計画書に記載の通り、移行基準日(2021年6月30日)時点における当社の流通株式時価総額は約7億円であり、スタンダード市場における上場維持基準である「流通株式時価総額10億円」を下回っております。

当社は、経過措置期間中に「流通株式時価総額10億円以上」を達成すべく、当社の流通株式時価総額を向上させる施策について検討を重ねた結果、当社といたしましては、本スキームが「流通株式時価総額10億円以上」の達成を目指す上で有効な手法であると判断いたしました。具体的には、後記「(2)資金調達方法の概要」に記載の通り、今回発行する本第6回新株予約権及び本第7回新株予約権は、行使価額をそれぞれ1,500円と1,800円に設定しており、当社株価が1,500円・1,800円の水準に達する状況においては、当社の流通株式比率及び流通株式時価総額が向上し、「流通株式時価総額10億円以上」を恒常的に達成することができるものと考えております。当社の試算によれば、現時点での発行済株式総数を基

準とすると、当社株価が1,500円を超えて本第6回新株予約権の行使が完了した時点においては、当社の流通株式時価総額は約18億円となり、当社株価が1,800円を超えて本第7回新株予約権の行使が完了した時点においては、当社の流通株式時価総額は約24億円となる見込みです。本スキームによっても、当社株価の動向等により本新株予約権が十分に行使されない可能性はありますが、当社が「流通株式時価総額10億円以上」を達成し、スタンダード市場における上場を維持するためには、本新株予約権の発行が必要かつ有効な手段であると判断いたしました。

当社グループといたしましては、今後、投資家層の拡大・多様化を図り、持続的な企業成長と中長期的な企業価値の向上にさらにコミットしてまいりたいと考えております。

以上の通り、当社グループのさらなる収益力強化及び事業規模拡大に資するM&A投資を確実に実現するため、十分な自己資金を確保し財務基盤を強化するとともに、スタンダード市場における上場維持基準を達成することを目的として、本新株予約権の発行を決定いたしました。

(2) 資金調達方法の概要

本資金調達は、当社が割当予定先に対し、以下の通り本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。

- ① 対象株式数を150,000株とし、行使期間を3年間とする、行使価額が1,500円に当初固定されている本第6回新株予約権
- ② 対象株式数を150,000株とし、行使期間を3年間とする、行使価額が1,800円に当初固定されている本第7回新株予約権

なお、本第6回新株予約権及び本第7回新株予約権は、行使期間中、当社取締役会の判断で行使価額修正型の新株予約権に仕組みを変更することができます。また、本第6回新株予約権及び本第7回新株予約権の行使期間は、いずれも2022年11月28日から2025年11月27日までです。

本新株予約権の概要は以下の通りです。

本第6回新株予約権の行使価額は1,500円（本発行決議の前取引日の終値932円の160.9%）、本第7回新株予約権の行使価額は1,800円（本発行決議の前取引日の終値932円の193.1%）に固定されており、かかる水準以上に株価が上昇した場合に当社が資金を調達する仕組みとなっております。

但し、本第6回新株予約権及び本第7回新株予約権のいずれも、行使価額修正型への転換権が当社に付与されており、当社は、資金調達のため必要と判断する場合には、当社取締役会の決議により、上記転換権を行使し行使価額の修正を行うことができます。上記転換権の行使を決議した場合には、適時適切に開示いたします。当社が「資金調達のため必要と判断する場合」とは、具体的には、以下の(i)(ii)の場合を想定しております。

- (i) 当該時点における当社株価が下限行使価額（750円）を超えているものの行使価額（本第6回新株予約権は1,500円、本第7回新株予約権は1,800円）に達していない場合において、緊急の資金需要が生じまたは生じる蓋然性が高く、当該資金需要に対応するために行使価額の修正により本新株予約権の行使を促進する必要があると当社が合理的に判断する場合
- (ii) 当該時点における株価が行使価額（本第6回新株予約権は1,500円、本第7回新株予約権は1,800円）を大きく上回って推移している場合において、当社が行使価額の修正により株価上昇メリットを速やかに享受する必要があると合理的に判断する場合

本第6回新株予約権及び本第7回新株予約権の行使価額は、上記の通りそれぞれ1,500円と1,800円に固定されておりますが、当社が取締役会決議により上記転換権を行使した場合には、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正されます。下限行使価額は本第6回新株予約権の当初行使価額の50%である750円となります。

このように本新株予約権については、当初行使価額を現在の株価より上方に設定する一方で、行使価額修正型への転換権を当社が保有することで、当社株価が行使価額を下回って推移している状態であっても、M&Aの資金需要が早まった場合や機動的な投資を行う必要がある場合に緊急または機動的な資金需要への対応が可能な設計としております。

上記「(1)募集の目的及び理由 ウ. 本資金調達資金の資金使途」でも述べました通り、当社がスタンダード市場における上場維持基準の1つである「流通株式時価総額10億円以上」を恒常的に達成するためには、当社株価が少なくとも1,500円・1,800円の株価水準に達することが必要であると考えております。当社の試算によれば、現時点での発行済株式総数を基準とすると、当社株価が1,500円を超えて本第6回新株予約権の行使が完了した時点においては、当社の流通株式時価総額は約18億円となり、当社株価が1,800円を超えて本第7回新株予約権の行使が完了した時点においては、当社の流通株式時価総額は約24億円となる見込みです。したがって、当社株価が1,500円・1,800円の水準に達する状況においては、当社の流通株式比率及び流通株式時価総額が向上し、「流通株式時価総額10億円以上」を恒常的に達成することができるものと考えております。このような理由から、当社といたしましては、1,500円・1,800円を今後3年間における当社株価の2段階の目標水準として掲げることとし、それに合わせて本第6回新株予約権及び本第7回新株予約権の行使価額をそれぞれ1,500円・1,800円に設定いたしました（なお、当該行使価額については、当社の株価、事業、財政状態及び経営成績についての割当予定先であるマコーリー・バンク・リミテッドの見通しを示すものではありません）。

また、当社グループは、上記「(1)募集の目的及び理由 ウ. 本資金調達資金の資金使途」でも述べました通り、今後のさらなる業容拡大と安定的な経営基盤構築を目指すため、2030年に向けた長期ビジョン「Vision 2030 forward 300」（2030年度に連結売上高300億円）及び中期経営計画を策定し、それらに基づく様々な施策を進めております。当社グループといたしましては、「Vision 2030 forward 300」及び中期経営計画に基づく成長拡大戦略を着実に実行していくことで、当社グループの業績及び企業価値が向上し、その結果、当社株価は持続的・段階的な上昇トレンドを実現できるものと予測しております。このような当社予測に鑑み、本第6回新株予約権及び本第7回新株予約権の行使価額については、単一の行使価額とするのではなく、上記当社株価の目標水準に即した2段階の行使価額を設定することといたしました。また、上述の通り、本第6回新株予約権及び本第7回新株予約権のいずれも、行使価額を現状株価よりも高い水準に設定していることから、足下での希薄化は生じず、当社事業の成長・拡大に伴う株価上昇タイミングを捉えた、段階的かつ効率的な資金調達を実現することが可能となっております。

このように、本スキームにおいては、足下での希薄化を回避しつつ、当社グループの業績及び企業価値が向上し、その結果として、当社株価が現在よりも高い水準に達した局面において、段階的に自己資本を増強することが可能な設計となっております。したがって、本資金調達は、既存株主の皆様の株式の希薄化を考慮しましても、中長期的に株主価値の向上に寄与するものと判断いたしました。

本新株予約権の行使により調達した資金については、後記「3 新規発行による手取金の使途」においても述べております通り、当社グループがスピーディーな拡大を実現するためのM&A資金に充てることを予定しており、支出予定時期は2024年7月から2025年12月までを想定しております。このように本新株予約権は、足下の資金需要でなく将来の資金需要に対応するためのものですが、当社グループのさらなる事業規模拡大及び持続的成長のために必要不可欠な資金であることに鑑み、当社の業績向上に伴い当社株価が上昇したタイミングにおいて確実に資金を確保しておくことが必要であると判断し、本新株予約権を発行することといたしました。

本新株予約権が全て行使された場合の交付株式数は300,000株となり、当社の発行済普通株式総数1,336,420株を分母とする希薄化率は22.45%となる見込みです。

(3) 資金調達方法の選択理由

当社は、資金調達に際し、間接金融の融資姿勢及び財務状況、今後の事業展開等を勘案し、既存株主の利益に対する影響を抑えつつ自己資本を拡充させることを軸として、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。このため、下記「[他の資金調達方法との比較]」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、下記「[本資金調達スキームの特徴]」に記載のメリット及びデメリットを総合的に勘案した結果、割当予定先からの提案である第三者割当による本新株予約権による資金調達を採用いたしました。

本資金調達スキームは、以下の特徴を有しております。

[本資金調達スキームの特徴]

<メリット>

① 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から発行要項に示される300,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。そのため、希薄化の規模はあらかじめ限定されております。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項にしたがって調整されることがあります。

② 株価への影響の軽減及び資金調達額の減少のリスクの軽減

本新株予約権は現在株価よりも高い水準で行使価額が設定されており、当社株価が当該行使価額を上回る局面において資金調達を行うことを想定していることから、当社株価が行使価額を下回る局面においては、原則として本新株予約権の行使が行われません。また、当社が行使価額修正条項型への転換権を行使した場合においても、本新株予約権には下限行使価額が設定されており、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはありません。したがって、当社株価が行使価額または下限行使価額を下回って推移する場合においてさらなる株価低迷を招き得る当社普通株式の市場への供給が過剰となる事態が回避されるとともに、資金調達額の減少リスクを防止する設計となっております。

③ 株価上昇時における資金調達額の増加

本新株予約権は、現在株価よりも高い水準で行使価額が固定されておりますが、当社取締役会決議により行使価額を修正することが出来るため、株価が行使価額を大きく上回って推移する局面においては資金調達額の増額を図ることができます。

④ 株価上昇時における行使促進効果

当社株価が本新株予約権の各行使価額を大きく上回って推移する局面においては、割当予定先が早期にキャピタル・ゲインを実現すべく速やかに行使を行う可能性があり、これにより迅速な資金調達が実現される可能性があります。

⑤ 取得条項

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定にしたがって15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、発行価額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部または一部を取得することができます。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

⑥ 不行使期間

本買取契約において、当社は、本新株予約権の行使期間中、不行使期間を合計4回まで定めることができます。1回の不行使期間は10連続取引日以下とし、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って5取引日前までに書面により不行使期間の通知を行います。各不行使期間の間は少なくとも10取引日空けるものとします。これにより、継続的な当社の株価の上昇が見込まれる場合において当社が不行使期間を設定することや当社の判断で株価への影響を抑えることが可能となります（なお、当社は、割当予定先に別途通知することにより、設定した不行使期間を短縮することができます。但し、不行使期間は本新株予約権の取得請求または本新株予約権の取得事由が生じた場合はそれ以後取得日までの期間は設定することはできず、かつ、かかる通知の時点で指定されていた不行使期間は、かかる通知がなされた時点で早期に終了します）。当社が割当予定先に対して不行使期間を設定する通知を行った場合または不行使期間を短縮する通知を行った場合には、適時適切に開示いたします。

⑦ 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本買取契約において譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

⑧ 第三者への株式売却の制限

後記「6. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置」の通り、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社株式については、原則として、市場への影響を常に留意しつ

つ、比較的短期間で売却する方針であります。本買取契約においては、割当予定先が、本買取契約締結日以降累計で当社の発行済株式総数の2%を超える当社株式を市場外取引で売却する場合には、当社の事前の承諾を得なければならない旨が定められる予定です。このように、割当予定先が本新株予約権の行使により取得した当社株式は、原則として市場で取引されることから、当社株式の流動性の向上に寄与するとともに、割当予定先が市場外取引により当社の意図に反して第三者に一定割合以上の当社株式を売却することはできないとされていることから、本第三者割当の結果、当社の経営権に影響が及ぶ可能性は非常に低くなっております。

<デメリット>

① 本新株予約権の行使により希薄化が生じる可能性

本新株予約権の対象株式数は発行当初から発行要項に示される300,000株で一定であり、最大増加株式数は固定されているものの、本新株予約権が行使された場合には、発行済株式総数が増加するため希薄化が生じます。

② 当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に、行使がなされることにより発行または交付される株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。本新株予約権は、各回号の当初行使価額を現状の株価よりも高い水準に設定しており、原則として当社株価が当該各行使価額を超えて初めて権利行使が行われます。そのため、本新株予約権の発行時に満額の資金調達が行われるわけではなく、当初に満額が調達される資金調達方法と比べると実際に資金を調達するまでに時間が掛かる可能性があります。

③ 株価低迷時に本新株予約権が行使されず資金調達が困難となる可能性

本件ではM&A資金を資金使途としており、特定のタイミングに多額のキャッシュが必要となり得るケースが想定されますが、株価が行使価額を下回って推移する場合または当社が行使価額修正型への転換権を行使したものの株価が下限行使価額を下回る場合には、割当予定先による本新株予約権の行使が進まず資金調達が困難となり、機動的な投資が阻害される可能性があります。

④ 株価低迷時に資金調達額が減少する可能性

株価低迷時において当社が行使価額修正型への転換権を行使した場合、実際の調達金額が当初予定していた調達金額を下回る可能性があります。

⑤ 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を売却することを前提としており、割当予定先による当社株式の市場売却により当社株価が下落する可能性があります。

⑥ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るといった点において限界があります。

⑦ 取得請求

本買取契約には、1) いずれかの取引日において、当該取引日に先立つ東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の20連続取引日間の出来高加重平均価格が、2022年11月4日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50% (466円) (但し、それぞれの本新株予約権の発行要項第11項により行使価額が調整される場合は、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整されるものとします。) を下回った場合、2) いずれかの取引日において、当該取引日に先立つ20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、2022年11月8日に先立つ20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高の50% (279株) (但し、それぞれの本新株予約権の発行要項第6項第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合は、当該割当株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとします。) を下回った場合、または、3) 東京証券取引所における当社普通株式の取引が5連続取引日以上期間にわたって停止されている場合には、割当予定先は、それ以後いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部または一部

を取得するよう請求することができる旨が定められる予定です（なお、上記のいずれかの事由が生じた場合、割当予定先は、当該事由の発生後、通知時点において当該事由が継続しているか否かにかかわらず、いつでも取得を請求することができます）。当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日（但し、本新株予約権の行使期間の満了日が先に到来する場合は、当該満了日）において、各本新株予約権1個当たり、各本新株予約権に係る発行価額と同額の金銭と引換えに、当該取得請求に係る本新株予約権の全部を買い取ります。なお、本新株予約権の行使期間が満了した場合でも、当該取得請求に係る本新株予約権について当社が割当予定先に支払うべき発行価額相当額の支払義務は、消滅または免除されることはありません。したがって、当社普通株式の株価が大幅に下落した場合、東京証券取引所における当社普通株式の平均売買出来高が大幅に減少した場合等において、割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得請求を行ったときには、本新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、本新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払いが必要になることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

⑧ 権利不行使

本新株予約権は、割当予定先が本新株予約権の行使を行わない可能性があり、権利が行使されない場合、資金調達額は、当社が想定した額を下回る可能性があります。

⑨ エクイティ性証券の発行の制限及び優先交渉権

本買取契約において、当社は、本契約締結日から、1) 本新株予約権の行使期間の満了日、2) 当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には、当該行使が完了した日、3) 当社が割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日、及び4) 本買取契約が解約された日のいずれか先に到来する日までの間、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権またはこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはならないこととされているため、追加の資金調達方法について制約を受けることとなります。

また、上記1)乃至4)に定める日から6か月後までの間に、当社株式または当社株式の交付を請求できる新株予約権等を、当社が第三者に発行しようとする場合には、当社は、当該第三者に対する発行に合意する前に、割当予定先に対して、同条件にてその予定する発行額の全部または一部について、引受けまたは購入する意図があるかどうかを確認するものとし、割当予定先が引受けまたは購入を望む場合には、当該第三者と並行して協議を行う機会を付与する旨が本買取契約において定められる予定です。

但し、以上のいずれについても、①当社または当社子会社の役員及び従業員ならびにその他外部協力者等を対象とするストック・オプション及び譲渡制限付株式を発行する場合（当該ストック・オプションの行使により株式を発行する場合を含みます。）、及び②当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規または潜在的な提携を含みます。）の一環としてまたはこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限られます。）等の一定の場合を除きます。

[他の資金調達方法との比較]

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下の通りです。

1) 公募増資

株式の公募増資は、資金調達が当初から実現するものの、同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、本件の資金使途が将来のM&Aに備えるものであることや当社の現状の時価総額・流動性等に鑑みると、公募増資を実施することは事実上も困難であると考えられることから、今回の資金調達方法としては適切でないと判断しました。

2) 株主割当増資

株主割当増資では、既存株主持分の希薄化は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

3) 第三者割当による新株発行

新株発行の場合は、発行と同時に資金を調達することができますが、一方、発行と同時に株式の希薄化が一度に起こってしまうため、既存株主様の株式価値へ悪影響を及ぼす懸念があります。割当先が相当程度の議決権を保有する大株主となり、当社のコーポレート・ガバナンス及び株主構成に重要な影響を及ぼす可能性があることを踏まえ、現時点では適当な割当先が存在しないと判断いたしました。

4) 第三者割当による新株予約権付社債の発行

新株予約権付社債の場合は、発行と同時に資金を調達でき、また株式の希薄化は一気に進行しないというメリットがあります。しかしながら、社債の株式への転換が進まなかった場合、満期時に社債を償還する資金手当てが別途必要になります。資金手当てができなかった場合デフォルトを起こし、経営に甚大な影響を与えるリスクがあります。また、転換または償還が行われるまで利息負担が生じる可能性があります。

5) 行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債 (MSCB) の発行

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債 (いわゆる MSCB) の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株式数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きくなる可能性があり、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

6) 新株予約権無償割当による増資 (ライツ・オフアリング)

いわゆるライツ・オフアリングには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリングと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフアリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフアリングについては、引受手数料等のコストが増大することが予想され、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングについては、株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主または市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、ライツ・オフアリングにおける一般的な行使価額のディスカウント率を前提とすると当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達手法としては適切でないと判断いたしました。

7) 第三者割当による固定行使価額新株予約権または行使価額修正条項付新株予約権のみの発行

行使価額修正条項型への転換権が付与されていない固定行使価額新株予約権は、行使価額が一定であるため、株価が行使価額を下回って推移する場合には新株予約権の行使が進まず、資金調達そのものが困難となる可能性があります。また、このような固定行使価額新株予約権は、行使価額が一定であるため、株価が行使価額を上回って推移する場合であっても、一定の額以上の資金調達を見込むことはできません。したがって、行使価額修正条項型への転換権が付与されていない固定行使価額新株予約権は、当社の資金需要に十分に対応できないおそれがあることから、今回の資金調達手法としては適切でないと判断いたしました。

また、固定行使価額新株予約権によらない行使価額修正条項付新株予約権の発行の場合には、当社業績及び株価上昇見通しにかかわらず、常に現状の基準株価から修正された価額での資金調達となり、当社が想定する当社業績及び株価上昇見通しに即した形での資金調達を実現することが困難であることから、今回の資金調達手法としては適切でないと判断いたしました。

8) 金融機関からの借入や社債による調達

低金利環境が継続する現在の状況下においては、比較的 low コストで負債調達が可能であり、金融機関からの借入や社債による資金調達は、運転資金や設備投資等の比較的低リスクの低い資金の調達として適しているというメリットがあります。もっとも、今回の資金使途である M&A 資金については、当社グループの中長期的成長を図ることを前提とした資本性調達が基本的に適しており、また、将来の財務リスクの軽減のため有利子負債の調達余力を残しておく必要があることから、今回の資金調達手法として負債調達によることは適切でないと判断いたしました。なお、今後の M&A の案件数や金額規模に応じて、他の資金調達方法の検討が必要となった場合には、金融機関からの借入等を含めた他の資金調達方法について、改めて検討を行う予定です。

新株予約権の発行は、一般的に段階的に権利行使がなされるため、希薄化も緩やかに進むことが想定され、既存株主の株式価値への悪影響を緩和する効果が期待できます。また、本新株予約権は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定にしたがって15取引日前までに通知をしたうえで、当

社取締役会で定める取得日に、発行価額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部または一部を取得することができることとなっており、希薄化の防止や資本政策の柔軟性を確保した設計としております。

以上の検討の結果、割当予定先から提案を受けた本新株予約権の発行による資金調達は、上記の他の資金調達方法よりも現実的な選択肢であり、既存株主の利益にもかなうものと判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
496,915,500	17,900,000	479,015,500

(注) 1. 払込金額の総額は、本第6回新株予約権及び本第7回新株予約権の発行価額の総額(1,915,500円)に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(495,000,000円)を合算した金額であります。

	発行価額の総額 (円)	行使に際して払い込むべき金額の合計額 (円)
本第6回新株予約権	921,000	225,000,000
本第7回新株予約権	994,500	270,000,000
合計	1,915,500	495,000,000

- 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 発行諸費用の概算額の内訳は、ストームハーバー証券株式会社への財務アドバイザーフィー(14,850千円)、株式会社M&ADXへの新株予約権公正価値算定費用(950千円)、登録免許税等(1,900千円)、有価証券届出書作成費用その他(200千円)です。
- 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使された場合の金額であり、行使価額が修正または調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加または減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合または当社が本新株予約権を取得し消却した場合、または買取った場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下の通りです。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
I 本第6回新株予約権 M&A資金	217	2024年7月から2024年12月
II 本第7回新株予約権 M&A資金	262	2025年1月から2025年12月
合計	479	

- (注) 1. 上記の金額は本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とした金額です。そのため、行使価額が修正または調整された場合には、増加または減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。
- 当社は本新株予約権の払込みにより調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

当社グループは、2030年に向けた長期ビジョン「Vision 2030 forward 300」にて掲げた目標(2030年度に連結売上高300億円)を達成するためには、収益力強化及び事業規模拡大を目的としたM&Aによる戦略的投資を推進することにより、成長スピードをさらに加速させることが必要不可欠であると考えております。当社グループにおいて、M&Aは新規営業エリアの基盤獲得手段のための重点戦略であり、また、住宅リフォーム事業を主業とする企業と連合することで、全国の中堅・中小工務店との間でノウ

ハウの共有や人材の確保、構築されたサプライチェーンの活用、購買力の強化等が可能となり、強力なシナジーを発揮するものと考えております。

このような観点から、当社においては、新規営業エリア獲得のためのM&A案件、投資対効果の高いM&A案件を積極的に検討しており、具体的には、当社グループの事業（住宅リフォーム事業、新築住宅事業、不動産流通事業）と同業種及び明らかに当社グループとのシナジーが見込まれる周辺事業をターゲットとしております。

当社グループのこれまでのM&A等の実績につきましては、2017年12月期に1件（兵庫県神戸市で住宅リフォーム事業を行う株式会社 N-Basic）、2018年12月期に1件（熊本県熊本市で住宅リフォーム事業、新築住宅事業を行う株式会社トーヤハウス）、2020年12月期に2件（兵庫県姫路市でインテリア事業を行うアプリコット株式会社、大阪府八尾市で住宅リフォーム事業、不動産流通事業を行う株式会社MIMA）のM&Aを実施、及び1件の事業譲受を実施いたしました。これまでのM&A及び事業譲受に関わる資金・費用として615百万円を支出しております。

現時点においては、具体的に交渉を進めている対象会社はありませんが、上記のようなM&A案件について、常に多くの情報を多方面から入手し、随時検討を行っております。今後も1年に1社程度、これまでのM&A実績や検討案件を踏まえ1社当たりの投資金額は2億円から10億円程度のM&Aを実施していく計画であり、当社の中長期的成長にとって有効なM&A案件が発生した際には、その投資機会を逸することなく、かつ交渉を有利に進める観点からも、予め一定の資金を確保する手立てを講じておくことは必要不可欠であると考えております。

したがって、本新株予約権の権利行使による調達資金については、その全額をM&Aに要する費用に充当する予定です。なお、不足分は自己資金または借入金を充当する予定であります。M&A案件が成立・確定した場合または事実上決定した場合には、速やかに開示いたします。

また、仮に支出予定期間内に具体的な案件についてM&Aの実行に至らなかった場合においても、引き続き投資対象となる案件を精査し、M&Aの検討を継続する予定であり、現時点では資金使途の変更は予定しておりません。但し、将来においてM&Aに関する当社方針に変更が生じた場合など、M&A案件の検討・実行を停止することとなった場合には、本資金調達により調達した資金については、代替使途として、中古住宅の再生に向けたリノベーション事業推進に向けた不動産物件の購入、及び住宅リフォーム事業における営業拠点の新規出店、ならびに新築住宅事業における商圏拡充に向けたモデルハウスの増設費用等に充当する可能性があります。資金使途の変更を行う場合には速やかに開示いたします。

なお、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また株価が長期的に行使価額を下回る状況等では権利行使がされず、本新株予約権の行使価額は修正または調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。また、本新株予約権が行使されずに調達資金が不足した場合は、自己資金または金融機関からの資金調達等、他の方法により資金調達を行うことで不足分を補完する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の資金調達が予定どおり実現されれば、上記「2. 募集の目的及び理由（1）募集の目的」、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した各取組みに必要な資金を獲得できると考えております。この資金を有効に活用することによって、当社の成長戦略を実行し企業価値の向上を実現することは、既存株主の利益にもつながるため、当該資金の使途は一定の合理性を有していると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額は、第三者算定機関である株式会社M&AD X（所在地：東京都港区浜松町二丁目4番1号、代表取締役：牧田彰俊）に算定を依頼しました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や格子モデルといった他の価格算定手法との比較及び検討を実施したうえで、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、ならびに本新株予約権の発行要項及び割当先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を適切に算定結果に反映できる価格算定手法として、一般的な価格算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法（モンテカルロ法）を用いて本新株予約権の評価を実施しています。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法（モンテカルロ法を含む）は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させて将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での新株予約権権利行使から発生するペイオフ（金額と時期）の現在価値を求め、これらの平均値から理論的な公正価値を得る手法です。

当該算定機関は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ算定基準日直近の取引日である2022年11月4日における当社普通株式の株価932円/株、当社普通株式の価格の変動率（ボラティリティ）36.44%（過去3年間の日次株価を利用）、満期までの期間3年、配当利率2.68%、安全資産利率-0.04%、当社の行動、割当予定先の行動を考慮して、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の評価を実施しました。

なお、当社に付された取得条項は、発行要項上いつでも行使することが可能な権利とされておりますが、当社は、株価が一定程度上昇した場合、残存する本新株予約権を全部取得するものと想定しており、当該評価においてはその水準を発行決議時株価の200%以上となった場合と設定しております。当社に付された権利行使禁止期間設定条項につきましては、権利行使禁止の解除発動予測が困難であるとの理由により、本算定の前提条件からは除外されております。

また、割当予定先の行動は、当社株価が権利行使価格を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの平均売買出来高の約10%で売却することと想定しております。本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の200%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（取得日）の15取引日前までに割当予定先に対する通知を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき発行価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができると想定しており、当社は基本的に割当予定先による権利行使を待つものとしています。また、当社に付された取得条項は、発行要項上いつでも行使することが可能な権利とされております。

当社は、株価が一定程度上昇した場合、残存する本新株予約権を全部取得するものと想定しており、当該評価においてはその水準を発行決議時株価の200%以上となった場合と設定しております。発行要項上取得条項は任意コール（ソフトコール）であり、同条項が発動される具体的な株価水準は定められていません。通常任意コールの発動は取得者の収益が正の値を取る場合に行われるため、この発動水準を行使価額の100%と設定する場合があります。しかし、本新株予約権の算定においてはこの発動水準を保守的に設定し、本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の200%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（取得日）の15取引日までに割当予定先に対する通知を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき当該本新株予約権に係る発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができると想定しております。発動水準を200%と設定した理由は、当社がより有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味し、代替資金調達コストをCAPMと調達金利から10%程度と見積り、取得条項を発動する株価水準は、行使価額に代替資金調達コストを加えた水準をさらに保守的に設定しました。これは、株価が当該水準を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と

考えられるためです。

また、本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が500取引日連続して、当該各取引日における行使価額の100%を下回った場合、当社は、行使価額の修正を決定し、それ以降の行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正され、下限行使価額は750円/株であるものと想定しております。

これらの算定方法により、当該算定機関の算定結果として、本第6回新株予約権の1個当たりの払込金額は614円となりました。また、本第6回新株予約権の行使価額は、当初、1,500円としました。次に、本第7回新株予約権の1個当たりの払込金額は663円となりました。また、本第7回新株予約権の行使価額は、当初、1,800円としました。なお、当初行使価額については、当社の株価、事業、財政状態及び経営成績についての割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドの見通しを示すものではありません。本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て、10%としました。

本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられている汎用ブラック・ショールズ方程式を用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額を参考に、当該評価額を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

さらに、当社監査等委員会（うち社外取締役3名）の意見として、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮した上で、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しており、当該算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が当該算定結果である評価額と同額で決定されていることから、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められず適法である旨の見解を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の目的である株式の総数は、本第6回新株予約権150,000株及び本第7回新株予約権150,000株であり、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は300,000株（議決権数3,000個）であります。さらに、2022年9月30日現在の当社発行済株式総数1,336,420株（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権数13,062個）を分母とする希薄化率は22.45%（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権の総数に対する割合は22.97%。小数第3位四捨五入）の希薄化をもたらすこととなります。

しかしながら、前述の通り今回の資金調達における資金使途はM&A資金であり、今回の新株予約権の募集による資金調達が成功させ、前述の資金使途に充当することで、当社事業の収益力の向上を図ることが可能となります。したがって、当社といたしましては、今回の第三者割当による新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると考えております。なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、または本新株予約権より有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる条項を付すことで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、本新株予約権が全て行使された場合に交付される当社の普通株式数300,000株に対し、2022年11月8日から起算した当社株式の過去6か月間における1日当たりの平均売買出来高は2,193株、過去3か月間における1日当たりの平均売買出来高は3,883株、過去1か月間における1日当たりの平均売買出来高は390株となっております。したがって、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である3年間（年間取引日数：245日/年営業日で計算）で行使して希薄化規模が最大となった場合、1日当たりの売却数量は408株であり、上記過去6か月間における1日当たりの平均売買出来高の18.6%にとどまることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有しており、本新株予約権の行使により交付された当社株式の売却は、当社株式の流動性によって十分に吸収可能であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名 称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)																																						
② 所 在 地	Level 6, 50 Martin Place, Sydney NSW 2000, Australia																																						
③ 代表者の役職・氏名	会長 G.R. スティーブン (G.R. Stevens AC) CEO S. グリーン (S. Green)																																						
④ 事 業 内 容	商業銀行																																						
⑤ 資 本 金	9,562百万豪ドル (879,704百万円/2022年3月31日現在)																																						
⑥ 設 立 年 月 日	1983年4月26日																																						
⑦ 発 行 済 株 式 数	普通株式674,817,171株 (2022年3月31日現在)																																						
⑧ 決 算 期	3月31日																																						
⑨ 従 業 員 数	17,209人 (マッコーリー・グループ) (2022年3月31日現在)																																						
⑩ 主 要 取 引 先	個人及び法人																																						
⑪ 主 要 取 引 銀 行	—																																						
⑫ 大株主及び持株比率	Macquarie B.H. Pty Ltd, 100%																																						
⑬ 当事会社間の関係	<table border="1"> <tr> <td>資 本 関 係</td> <td colspan="3">当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。</td> </tr> <tr> <td>人 的 関 係</td> <td colspan="3">当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。</td> </tr> <tr> <td>取 引 関 係</td> <td colspan="3">当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。</td> </tr> <tr> <td>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況</td> <td colspan="3">当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。</td> </tr> </table>			資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。			人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。			取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。			関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。																						
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。																																						
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。																																						
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。																																						
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。																																						
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態	<table border="1"> <thead> <tr> <th>決算期</th> <th>2020年3月期</th> <th>2021年3月期</th> <th>2022年3月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結純資産</td> <td>940,262百万円</td> <td>1,187,283百万円</td> <td>1,515,780百万円</td> </tr> <tr> <td>連結総資産</td> <td>14,945,328百万円</td> <td>18,293,297百万円</td> <td>29,494,618百万円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり連結純資産</td> <td>1,482.22円</td> <td>1,466.28円</td> <td>1,759.74円</td> </tr> <tr> <td>連結純収益</td> <td>407,907百万円</td> <td>590,098百万円</td> <td>805,975百万円</td> </tr> <tr> <td>連結営業利益</td> <td>125,241百万円</td> <td>193,859百万円</td> <td>309,348百万円</td> </tr> <tr> <td>連結当期純利益</td> <td>97,351百万円</td> <td>141,387百万円</td> <td>229,206百万円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり連結当期純利益</td> <td>159.12円</td> <td>222.88円</td> <td>350.15円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり配当金</td> <td>0.00円</td> <td>66.49円</td> <td>0.00円</td> </tr> </tbody> </table>			決算期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	連結純資産	940,262百万円	1,187,283百万円	1,515,780百万円	連結総資産	14,945,328百万円	18,293,297百万円	29,494,618百万円	1株当たり連結純資産	1,482.22円	1,466.28円	1,759.74円	連結純収益	407,907百万円	590,098百万円	805,975百万円	連結営業利益	125,241百万円	193,859百万円	309,348百万円	連結当期純利益	97,351百万円	141,387百万円	229,206百万円	1株当たり連結当期純利益	159.12円	222.88円	350.15円	1株当たり配当金	0.00円	66.49円	0.00円
決算期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期																																				
連結純資産	940,262百万円	1,187,283百万円	1,515,780百万円																																				
連結総資産	14,945,328百万円	18,293,297百万円	29,494,618百万円																																				
1株当たり連結純資産	1,482.22円	1,466.28円	1,759.74円																																				
連結純収益	407,907百万円	590,098百万円	805,975百万円																																				
連結営業利益	125,241百万円	193,859百万円	309,348百万円																																				
連結当期純利益	97,351百万円	141,387百万円	229,206百万円																																				
1株当たり連結当期純利益	159.12円	222.88円	350.15円																																				
1株当たり配当金	0.00円	66.49円	0.00円																																				

(注) 上記の「最近3年間の経営成績及び財政状態」に記載の金額は、便宜上、2020年3月期は、2020年3月31日現在の外国為替相場の仲値である1豪ドル=66.09円、2021年3月期は、2021年3月31日現在の外国為替相場の仲値である1豪ドル=84.36円、2022年3月期は、2022年3月31日現在の外国為替相場の仲値である1豪ドル=92.00円に換算し記載しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、間接金融からの調達のみならず、直接金融からの調達も含め、資金調達方法を模索してまいりました。そのような中で、2021年6月中旬頃、当社の既存取引行からストームハーバー証券株式会社（所在地：東京都港区赤坂一丁目12番32号・代表取締役社長：渡邊佳史。以下、「ストームハーバー証券」といい

ます。)の紹介を受け、資本政策や市場再編等に関する情報提供ないし助言を頂いておりました。その後、当社は、2022年5月中旬頃、ストームハーバー証券より資金調達スキームの提案を受け、また、ストームハーバー証券を通じて割当予定先の紹介を受けました。

当社は、ストームハーバー証券及び割当予定先から提案を受けた資金調達スキームについて検討を進めたところ、当該資金調達スキームは、現状の株価よりも高い水準に行使価額が固定されており、足下での希薄化を避けることができるという観点から、既存株主の利益に配慮しながら当社が必要とする成長資金を調達できる資金調達方法であり、中長期的に企業価値の向上を目指すという当社のニーズを満たしておりました。加えて、割当予定先のこれまでのグローバルな活動や、割当予定先が日本企業への多数の投資経験及び実績を有すること、本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は短期保有目的の純投資であり、当社の経営権及び株主構成に与える影響が少ないと考えられること、本新株予約権の行使により取得する当社株式については市場の状況等を勘案し株価への悪影響を極力排除しながら売却する方針であること等について、ストームハーバー証券を通じて確認いたしました。以上の内容について、当社内及び当社の財務アドバイザーであるストームハーバー証券を含めて協議を重ね、その結果、同年9月下旬頃、本新株予約権の第三者割当の割当予定先として適切であると判断いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

当社と割当予定先の担当者との協議において、割当予定先が第三者割当で取得する本新株予約権の行使により取得する当社株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを口頭にて確認しております。また、独占禁止法第11条にて、銀行業を営む会社は、原則として一度に他の事業会社（保険会社を除きます。）の発行済株式数の5%を超えて保有することはできない旨定められておりますので、割当予定先は、原則として一度に当社発行済株式の5%を超えて保有することはできず、よって、原則として割当予定先が一度の行使請求によって当社発行済株式の5%を超える株式を取得することはありません。

なお、本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、本買取契約を締結する予定です。

本買取契約においては、割当予定先が、本買取契約締結日以降累計で当社の発行済株式総数の2%を超える当社株式を市場外取引で売却する場合には、当社の事前の承諾を得なければならない旨が定められる予定です。

また、本買取契約において、当社と割当予定先は、本新株予約権について、その行使価額が修正されることとなった場合、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項、株式会社名古屋証券取引所（以下、「名古屋証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程第442条第1項及び同規程施行規則第434条第1項乃至第5項、ならびに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使（以下、「制限超過行使」といいます。）を制限するよう措置を講じる予定です。

具体的には、以下の内容を本買取契約で締結する予定です。①割当予定先が制限超過行使を行わないこと、②割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、③割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、④割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、⑤当社は割当予定先による制限超過行使を行わないこと、⑥当社は、割当予定先からの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含みます。）との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等の内容について、本買取契約により合意する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は割当予定先の2022年3月期のアニュアルレポート（豪州の2001年会社法（英語：Corporation Act 2001）に基づく資料であり、2022年3月31日現在の割当予定先単体の現金及び現金同等物が64,678百万豪ドル（円換算額：5,950,376百万円、参照為替レート：92.00円（株式会社三菱UFJ銀行2022年3月31日時点仲値））を確認しており、また、割当予定先からのヒアリングにより、本有価証券届出書提出日現在に至るまでの間に当該財務状況に大きな変動がないことを確認しております。したがって、本新株予約権の払込みに要する資金（約2百万円）及び本新株予約権の行使に要する資金（約495百万円）の財産の存在について確実なものとして判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社及び当社の特別利害関係者等との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

(6) 割当予定先の実態等

割当予定先であるマッコリー・バンク・リミテッドは、マッコリー・ビーエイチ・ピーティーフイ・リミテッドの100%子会社であり、マッコリー・ビーエイチ・ピーティーフイ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所（ASX）に上場し、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁APRA（Australian Prudential Regulation Authority）の監督及び規制を受けておりますマッコリー・グループ・リミテッドの100%子会社であります。また、マッコリー・グループは、金融行為規制機構（Financial Conduct Authority）及び健全性監督機構（Prudential Regulation Authority）の規制を受ける英国の銀行であるマッコリー・バンク・インターナショナルも傘下においております。日本においては、割当予定先の関連会社であるマッコリーキャピタル証券会社が第一種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社は割当予定先の担当者との面談によるヒアリング及びAPRAホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で確認しております。また、割当予定先、当該割当予定先の役員及び主要株主が反社会勢力とは一切関係がないことについて、割当予定先からその旨を証する書面を受領し確認しております。加えて、当社の財務アドバイザーであるストームハーバー証券からも、割当予定先、当該割当予定先の役員及び主要株主が反社会勢力とは一切関係がないことについて報告を受けております。なお、ストームハーバー証券は、第一種金融商品取引業者であり（登録番号：関東財務局長（金商）第2473号）、日本証券業協会／一般社団法人 第二種金融商品取引業協会に加入している証券会社であること、国内資本市場における財務アドバイザーとしての実績等に鑑み、その他の第三者調査機関を別途活用せずとも、情報の信頼性につき適正であると判断いたしました。

以上から、割当予定先ならびにその役員及び主要株主が反社会勢力とは関係ないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に提出しております。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

割当前 (2022年6月30日現在)	
合同会社ヤマモト・トラスト	8.91%
安江 将寛	7.89%
安江 由奈	6.95%
株式会社山西	6.54%
株式会社And Doホールディングス	5.14%
岡崎信用金庫	4.88%
安江 久樹	4.48%
安江 幸花	4.27%
安江工務店従業員持株会	2.93%
印田 昭彦	2.55%

- (注) 1. 割当前の持株比率は2022年6月30日現在の株主名簿上の株式数によって算出しており、小数点第3位を四捨五入して算出しております。
2. 割当予定先による長期保有は見込んでおりませんので、割当後の状況は記載しておりません。

8. 今後の見通し

本第三者割当は当社の自己資本及び手元資金の拡充に寄与することが考えられますが、当期の業績に与える影響はありません。なお、開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、希薄化率が25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないこと、新株予約権が全て行使された場合であっても支配株主の異動が見込まれるものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条及び名古屋証券取引所の定める上場規程第440条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
売上高	5,059,888千円	5,396,615千円	6,913,577千円
営業利益	206,865千円	29,177千円	208,023千円
経常利益	205,277千円	38,595千円	207,496千円
当期純利益	123,292千円	△13,352千円	90,184千円
1株当たり当期純利益	94.89円	△10.39円	69.80円
1株当たり配当金	44円	20円	25円
1株当たり純資産	1,129.68円	1,076.19円	1,124.79円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2022年11月9日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	普通株式 1,336,420株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	158,720株	11.88%
下限値の行使価額における潜在株式数	—	—
上限値の行使価額における潜在株式数	—	—

(注) 上記潜在株式数は、全てストック・オプションによるものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
始 値	905円	1,301円	950円
高 値	1,557円	1,316円	1,373円
安 値	901円	706円	945円
終 値	1,301円	950円	974円

② 最近6か月間の状況

	2022年 6月	7月	8月	9月	10月	11月
始 値	904円	917円	897円	1,017円	1,005円	950円
高 値	919円	917円	1,300円	1,100円	1,025円	971円
安 値	866円	878円	874円	932円	935円	931円
終 値	917円	897円	1,077円	1,018円	969円	932円

(注) 2022年11月の株価については、2022年11月8日現在で表示しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	2022年11月4日現在
始 値	931円
高 値	932円
安 値	931円
終 値	932円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

(第三者割当による自己株式の処分)

処 分 期 日	2020年6月3日
調 達 資 金 の 額	10,636,200円
処 分 価 額	1株につき933円
処分時における発行済株式数	1,309,020株
処 分 株 式 数	11,400株
処分後における発行済株式数	1,297,620株
割 当 先	谷川 珠美 (アプリコット株式会社 代表取締役社長)
処分時における当初の資金用途	運転資金
処分時における支出予定時期	2020年6月～2020年12月
処 分 予 定 先	谷川 珠美 (アプリコット株式会社 代表取締役社長)
現時点における充当状況	当初予定である運転資金として、全額充当

11. 発行要項

別紙記載の通り

株式会社安江工務店第 6 回新株予約権

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社安江工務店第6回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

2022年11月25日

3. 割当日

2022年11月25日

4. 払込期日

2022年11月25日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式150,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当てまたは併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率

(3) 当社が第11項の規定にしたがって行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「**本新株予約権者**」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数ならびにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

1,500個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり金614円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）は、当初1,500円とする。但し、行使価額は第10項に定める修正及び第11項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

(1) 当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ、かかる決定がなされた場合、行使価額は本項に基づき修正される。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含む。）から起算して10取引日（以下に定義する。）目の日または別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降第12項に定める期間の満了日まで、本第10項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日（以下に定義する。）の前取引日（以下に定義する。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正される。

「**取引日**」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分または取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

「**修正日**」とは、各行使価額の修正につき、第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

(2) 行使価額は750円（但し、第11項の規定に準じて調整を受ける。）（以下「**下限行使価額**」という。）を下回らないものとする。本項第(1)号に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合または変更が生じる可能性がある場合には、類似する別途の調整方法にしたがうとの本新株予約権者と別途の合意がない限り、次に定める算式（以下「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{新発行・} \\
 \text{処分株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たりの払} \\
 \text{込金額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たりの時価}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株式数}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{r}
 \text{新発行・処分株式数}
 \end{array}
 }$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、または当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員ならびに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行または処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、またはかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式または下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行または付与する場合（但し、当社の役員及び従業員ならびに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権または新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降または（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に本号③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right] \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換または合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）ならびにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2022年11月28日から2025年11月27日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以

降、会社法第273条及び第274条の規定にしたがって15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が取得したいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合または東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定にしたがって15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が取得したいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(3) 当社は、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日（休業日である場合には、その直前営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところにしたがって算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社普通株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の

払込金額を第8項に記載の通りとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載の通りとした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三菱UFJ銀行 堀田支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則にしたがう。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

株式会社安江工務店第7回新株予約権

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社安江工務店第7回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

2022年11月25日

3. 割当日

2022年11月25日

4. 払込期日

2022年11月25日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式150,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当てまたは併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率

(3) 当社が第11項の規定にしたがって行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「**本新株予約権者**」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数ならびにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

1,500個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり金663円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）は、当初1,800円とする。但し、行使価額は第10項に定める修正及び第11項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

(1) 当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ、かかる決定がなされた場合、行使価額は本項に基づき修正される。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含む。）から起算して10取引日（以下に定義する。）目の日または別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降第12項に定める期間の満了日まで、本第10項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日（以下に定義する。）の前取引日（以下に定義する。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正される。

「**取引日**」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分または取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

「**修正日**」とは、各行使価額の修正につき、第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

(2) 行使価額は750円（但し、第11項の規定に準じて調整を受ける。）（以下「**下限行使価額**」という。）を下回らないものとする。本項第(1)号に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合または変更が生じる可能性がある場合には、類似する別途の調整方法にしたがうとの本新株予約権者と別途の合意がない限り、次に定める算式（以下「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcl}
 \text{調整後} & = & \text{調整前} \\
 \text{行使価額} & & \text{行使価額} \\
 & & \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}
 \end{array}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、または当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員ならびに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行または処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、またはかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式または下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行または付与する場合（但し、当社の役員及び従業員ならびに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権または新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降または（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に本号③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right] \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換または合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）ならびにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2022年11月28日から2025年11月27日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以

降、会社法第273条及び第274条の規定にしたがって15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が取得したいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合または東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定にしたがって15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が取得したいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(3) 当社は、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日（休業日である場合には、その直前営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところにしたがって算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社普通株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の

払込金額を第8項に記載の通りとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載の通りとした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三菱UFJ銀行 堀田支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則にしたがう。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上